

『滝野5丁目6丁目つどいの館』使用細則

(目的)

第1条 この細則は、滝野5丁目自治会加入世帯ならび滝野6丁目自治会加入世帯の共有財産である「滝野5丁目6丁目つどいの館」(以下「会館」という)の使用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者)

第2条 会館を使用できる者を次のとおりとする。

- (1) 2自治会加入世帯(以下「会員」という)とする。会員が主体となり主催する会合や会員が参加する懇談会の参加者も使用できるものとする。
- (2) 公共の目的等のために会員以外から使用の申込みがあったときは、使用を認めることがある。

(使用時間)

第3条 原則として9時から17時とする。但し、季節要因は適宜対応する。

(使用料)

第4条 会館を使用したときにかかった費用については管理運営費で賄うため無料とする。

(申込み方法)

第5条 会館の申込みは次のとおりとする。

- (1) 原則として使用の2週間前までに、所定の申込書に必要項目(日時、使用目的、使用予定人員、使用責任者)を記入して、所属の班長に申込み、承認を受ける。
- (2) 使用する日の2ヶ月前から先着順で受付ける。但し、他に優先して使用を認める必要が生じたときは、使用日時の変更等を依頼することもある。

(鍵の受取り及び取扱い)

第6条 会館の鍵の受け取り及び取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 会館の鍵は使用前に各自治会の管理運営委員から受け取り、使用後はすぐに返却すること。
- (2) 尚鍵を紛失したときは、かかった費用は実費とし、場合によっては鍵自体の交換もあるものとする。その場合も実費とする。

(あとかたづけ等)

第7条 会館の使用人は、次のことを必ず遵守することとする。

- (1) 使用責任者は、使用后、「退館時チェックシート」でチェックを行い、鍵と一緒に担当の管理運営委員に渡すこと。
- (2) 使用した備品・器具類は元の場所に戻すこと。
- (3) 使用した部屋、トイレ等の汚れたところは清掃し、次の人が快適に使用できるよう心がけること。
- (4) 生ごみ・ビン・カン・ペットボトル・トレイなどは持ち帰ること。
- (5) エアコンのスイッチ、消灯、施錠などを必ず確認のこと。

(注意事項)

第8条 会館の使用人は、会館使用に際して次に掲げる事項を必ず遵守すること。

- (1) 会館の中だけでなく周辺においても、騒音などで付近の人に迷惑をかけたり、公衆道徳に反するなどの行為を行わないこと。もし管理運営委員又は当該自治会役員のところへ苦情が寄せられたときは、適宜、対応し該当する使用者に対して事情を聴く場合がある。
- (2) 会館の中での飲酒を伴う会合等については禁止。

- (3) 車、バイクでの来館は禁止。
- (4) 建物や設備・備品を破損したときは、すぐに管理運営委員に連絡すること。
- (5) 会館内は禁煙。またペットの持ち込みや同伴も禁止。
- (6) 使用について管理運営委員から指示があったときは、これに従うこと。
- (7) 管理運営規則・使用細則に違反したときは、使用を中止し、以後の使用を認めない場合がある。

(附則)

1. この使用細則は、2018年7月1日から運用を開始する。
2. この使用細則は、原則として会館使用開始後概ね1年で見直しを行うものとするが、緊急性の高い事態および不測の事由が発生したときなどは、適宜、委員会及び当該自治会役員会で協議の上対応するものとする。